

定 款

2019 年 9 月 1 日最終改定

株式会社ファミリーマート

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条

当社は、株式会社ファミリーマートと称し、英文で表示する場合は、FamilyMart Co., Ltd. とする。

(目 的)

第 2 条

当社は、次の各号に掲げる事業を営むこと並びに次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。

1. フランチャイズシステムによるコンビニエンスストア等の経営及びコンサルタント事業
2. 百貨小売業その他商業及びこれに関連する商品の製造、加工、委託及び卸売業
3. 生鮮食料品、加工食料品、冷凍食料品、乳製品、食料油脂、調味料、茶、コーヒー、ココア、飲料水、酒精含有飲料、氷その他飲食料品の製造、加工、仕入、卸売及び販売業
4. 塩、たばこ、郵便切手類、葉書及び印紙の販売並びに穀物類の加工及び販売業
5. 酒類の販売業
6. 衣料品及び寝具類の販売業
7. 装身具、毛皮製品、はき物、雨具類、かばん及び袋物類の販売業
8. 時計、眼鏡、貴金属、宝石及び喫煙具の販売業
9. 食品用折箱、包装用品及び容器の販売業
10. 台所用品及び日用雑貨品の製造、加工、卸売及び販売業
11. 家庭用電気製品、通信機器、家具調度品、屋内装飾品、照明器具、精密機器、清掃器具、工作用機器及び建設機械の製造、加工、卸売及び販売業
12. 娯楽用品、玩具、運動具、楽器、レコード及びテープの製造、加工、卸売及び販売業
13. 紙類、文房具類、事務用機械器具及び教育資材の販売業
14. 美術品及び銃砲刀剣類の販売及び修理業
15. 医薬品、医薬部外品、医療用具、薬剤、医薬補助品、化粧品、化学工業薬品、ガ

- ス類、福祉用具、介護用品及び衛生用品並びに計量器の販売業
16. 自動車、自転車その他車両及びこれらの部品の販売並びに解体業、整備業、自動車リース業、輸出入及びレンタカー業
 17. 光学機械器具及び写真機械器具材料の販売業
 18. 種子類、植物、動物、飼料、肥料、青果物、穀物の生産資材（ビニールハウス鉄骨資材・マルチトンネル等のビニール用品を含む）、園芸用材料、建築資材の生産、仕入及び販売業
 19. 前各号の物品の配達、レンタル及び輸出入業
 20. 書籍、雑誌、新聞等の印刷物、電子出版物（電子出版用の電子データを含む）及び映画の企画、開発、製作、輸出入、売買、賃貸の媒介及び賃貸
 21. 映像又は音声を録画又は録音したディープイディー、シーディーロム、コンパクトディスク、ビデオテープ、レコード及び音楽テープ等の録音物並びにデジタルデータ（インターネットを利用して受信することができる映像、音声又は画像ファイルデータを含む）の企画、開発、製作、輸出入、売買、賃貸の媒介及び賃貸
 22. 各種イベント、講演会、セミナー等の企画、制作、運用及び管理に関する業務
 23. 青果物、穀物の栽培技術及び流通技術の開発並びに普及
 24. 障害者を対象とする建物、施設及び設備の研究及び企画開発並びにコンサルタント事業
 25. 訪問販売業及び通信販売業
 26. 古物営業
 27. 薬局及び診療所の経営
 28. 飲食店、興行場、遊技場、映画館、旅館、ホテル、温泉浴場施設、別荘、サービス付き高齢者向け住宅、プレイガイド、スポーツ施設、フィットネスクラブ、エステティックサロン、リラクゼーションサロン、マッサージ店、あん摩マッサージ指圧の施術所、文化教室、学習塾、結婚式場、展示会場、葬儀会場、駐車場及びガソリンスタンドの経営、所有、管理、運営並びに賃貸借
 29. インターネットホームページ等を媒体とする仮想店舗の経営
 30. 保育所及び託児所等の企画、経営、運営、運営受託並びにコンサルティングその他の保育関連事業
 31. 給食事業及び配食事業サービス事業
 32. 造園業、農業、林業、水産業及び家畜飼育業
 33. 揮発油、灯油、潤滑油その他石油製品の販売業及びこれらの製品の販売施設に係る事務委任業務
 34. 写真業、印刷・複写業、クリーニング業、コインランドリー業、棚卸業、塵芥収集業、理容業及び美容業
 35. 海外商取引の代理並びに輸出入及びその代理業

36. 一般乗用旅客自動車運送業、自動車の運転代行業、貨物自動車運送業及びこれらに関する斡旋業、旅行業、旅行代理店業並びに自動車教習所の紹介
37. 流通業及びコンビニエンスストアに関する研究、研修、広告宣伝及び印刷物の発行
38. 広告宣伝業、広告宣伝の情報媒体の販売業及び広告代理店業
39. 電気通信事業法に基づく電気通信事業等の通信及び情報処理に関する業務
40. カタログ通信販売業、物品の輸送及び保管に関する業務、宅配便の委託取次業務並びにクリーニング業法に基づく洗濯物の受取及び引渡業務
41. 各種商品及び売場のデザインに関わる開発、研究、販売並びに開発及び研究の受託
42. インターネット等の通信システムを利用した情報の収集、保管、処理及び販売並びに各種情報提供サービス
43. 前号以外の商品及びサービスに関する情報の提供
44. コンピューターハードウェア、ソフトウェア及び周辺機器の開発、販売、輸出入及び賃貸並びにその取次業
45. ポイントカードの発行及び管理並びに商品券、ギフト券、プリペイドカード及びその他の前払式決済手段の発行及び販売
46. 各種チケット、当せん金付証票法に基づく当せん金付証票及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律に基づくスポーツ振興投票券等の売捌及び取次業
47. 特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益の取得、譲渡、管理、賃貸並びにその代行業務
48. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく損害保険代理業及び生命保険募集業、その他保険媒介代理業、保険サービス業
49. 不動産の売買、賃貸借、仲介、管理、鑑定、建設、造成及び修理に関する業務
50. 厨房・店舗設備、給水・排水設備、空調設備、自動販売機、什器備品その他動産の売買、賃貸、鑑定及び修理に関する業務
51. 建築並びに土木の設計監理及び施工
52. 室内及び屋外の装飾・設備工事並びに建設業
53. 市街地開発の企画、立案及び施行
54. 店舗の企画開発及び運営管理業務委託
55. 金銭の貸付、金銭の貸借の媒介及び保証並びにクレジットカード取扱業、ローン提携販売に対する融資並びに割賦購入の斡旋その他金融商品取引業
56. 金銭の清算代行業務、公共料金及び公租公課等の収納代行業務並びに戸籍、住民票及び印鑑証明書等の交付に関する事務
57. 金銭債権買取業務及び資産運用及び管理並びに企業リスクマネジメントに関する

総合コンサルタント事業

58. 現金自動預入支払機の導入、設置、運行、保守、管理並びにそれらに係る事務委任業務
59. 各種企業の技術援助、経営指導、業務受託並びに投資及び出資
60. 市場調査の企画・実施及び企画・実施の受託
61. 経営情報の調査・研究及び調査・研究の受託
62. 事業及びシステムの調査、企画、設計、開発及び販売
63. 各種委託取次業、斡旋業、仲介業、受託業、請負業、コンサルタント事業及びリース業
64. 空気環境調和設備、汚水処理施設、その他建物及び関連設備の維持管理業務、建築物の清掃及び除雪作業
65. 産業廃棄物及び一般廃棄物の再生処理業及び運搬処理業
66. 事務所、店舗、倉庫、工場、寮及び住宅等の建物並びにその附属設備に対する警備の請負
67. 商品、有価証券及び貨幣等の輸送警備の請負
68. 人の来集を目的とする場所における、人及び商品に対する保安警備並びに駐車場管理等の請負
69. 個人及び企業の信用調査の請負
70. 駐車場管理機器、警備用機械器具、防犯、防火、防災及び安全に関する設備、機器、システム等の開発、製造、販売並びに運営に関する業務及びリース業
71. 一般及び特定労働者派遣事業並びに職業紹介事業
72. タレントの斡旋、養成及びマネジメント並びにプロモート業務
73. 介護業務及び家事代行サービス業
74. 介護保険法に基づく居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業及び同法に基づくその他の事業
75. 電子マネー、電子チケット及びその他の電子的価値情報の発行、販売及び管理
76. 銀行代理業、外国為替取引業及び両替業、資金移動業
77. 温室効果ガス排出権の取引
78. 発電事業及びその管理・運営並びに電気の売買に関する事業
79. 電気自動車への充電サービス
80. 前各号に付帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条

当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第 4 条

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条

当社の発行可能株式総数は、10 億株とする。

(単元株式数)

第 7 条

当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式の買増し)

第 8 条

当社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡すことを当会社に請求することができる。ただし、当社がその請求により売り渡す数に相当する数の株式を有しない場合は、その請求は効力を生じないものとする。

(株主名簿管理人)

第 9 条

当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公

告する。

- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条

当会社の株式に関する取扱い及びその手数料については、法令又は本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第11条

当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。

(開催場所)

第13条

当会社の株主総会は、本店所在地及びその隣接地のほか、東京都区内において開催する。

(議 長)

第14条

株主総会の議長は、社長がこれにあたる。社長に支障があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示)

第15条

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従

いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議方法)

第16条

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合において、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役、代表取締役及び取締役会等

(取締役の員数)

第18条

当会社の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任)

第19条

取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 2 1 条

取締役会は、その決議によって取締役のうちから代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって取締役のうちから会長及び社長各 1 名並びに副会長、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集)

第 2 2 条

取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 2 3 条

当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第 2 4 条

当会社の取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める取締役会規則による。

(取締役との責任限定契約)

第 2 5 条

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。本条において以下同じ。）との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任に関し、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、その責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結することができる。

(執行役員)

第 2 6 条

取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、当会社の業務を分担して執行させることができる。

- ② 取締役会は、その決議によって執行役員のうちから専務執行役員、常務執行役員、上席執行役員、その他の役付執行役員を定めることができる。

- ③ 執行役員に関する事項は、本定款のほか、取締役会で定める執行役員規則による。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第 27 条

当会社の監査役は、6 名以内とする。

(監査役の選任)

第 28 条

監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 29 条

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(監査役会の招集)

第 30 条

監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第 31 条

当会社の監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会で定める監査役会規則による。

(監査役との責任限定契約)

第 32 条

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任に関し、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない

ときは、その責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結することができる。

第 6 章 計 算

（事業年度）

第 3 3 条

当会社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの 1 年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第 3 4 条

当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

（剰余金の配当の基準日）

第 3 5 条

当会社の剰余金の配当の基準日は、毎年 2 月末日及び 8 月 3 1 日とする。

- ② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第 3 6 条

金銭による剰余金の配当は、支払開始の日から 3 年を経過したときは、当会社は支払の義務を免れる。

- ② 前項の金銭による剰余金の配当には利息をつけない。

第 7 章 雑 則

（相談役及び顧問）

第 3 7 条

当会社は、取締役会の決議によって、相談役及び顧問を置くことができる。

以 上